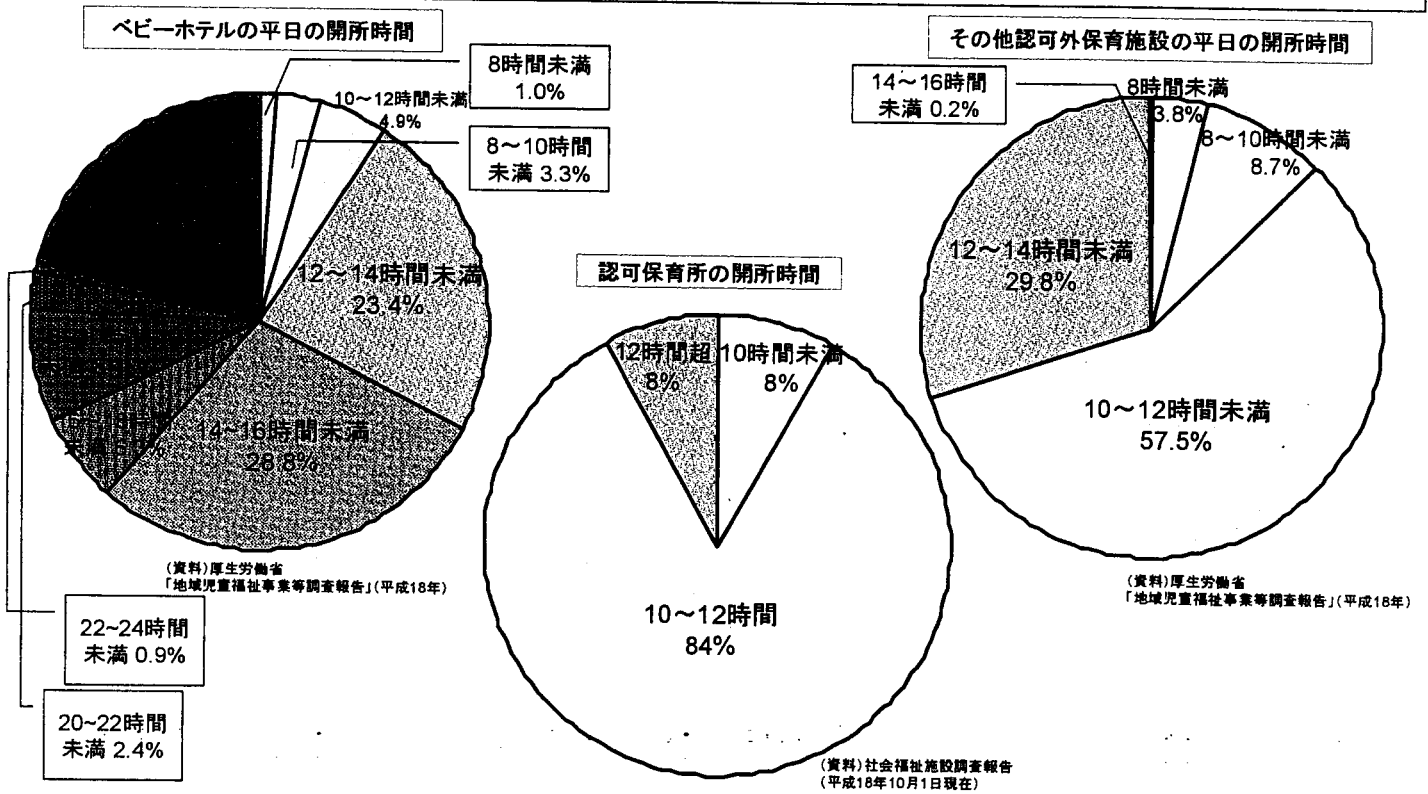


認可外保育施設の開所時間

○ 開所時間は、ベビーホテルのみならず、その他認可外保育施設であっても、認可保育所に比して長く、早朝や夜間の保育ニーズに認可外保育施設が対応している状況が伺える。

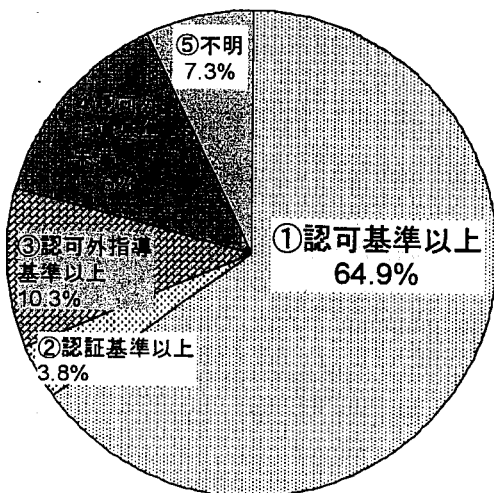


57

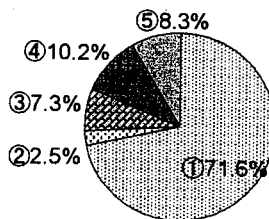
認可外保育施設の水準 (面積(保育室))

○ 認可外保育施設の保育室の面積を見ると、認可基準以上相当(推計)の施設が6割以上となっている。

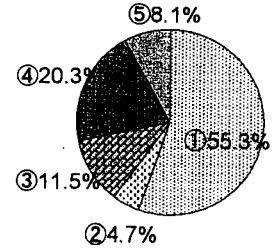
認可外保育施設全体



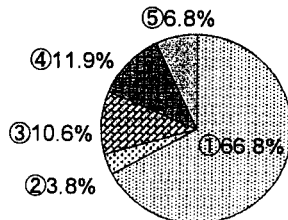
事業所内保育施設



ベビーホテル



その他の認可外



【推計の前提】

「①認可基準以上」…1歳児数×3.3㎡ + 2歳以上児×1.98㎡以上の事業所
 「②認証基準以上」…①未満で、1歳児数×2.5㎡ + 2歳以上児×1.98㎡以上(=おおむね東京都認証保育所や横浜保育室の基準)の施設
 「③認可外指導基準以上」…②未満で、1歳以上児童数×1.65㎡以上の事業所
 「④ その他」…③未満
 「⑤ 不明」…保育室面積の回答がなかった施設

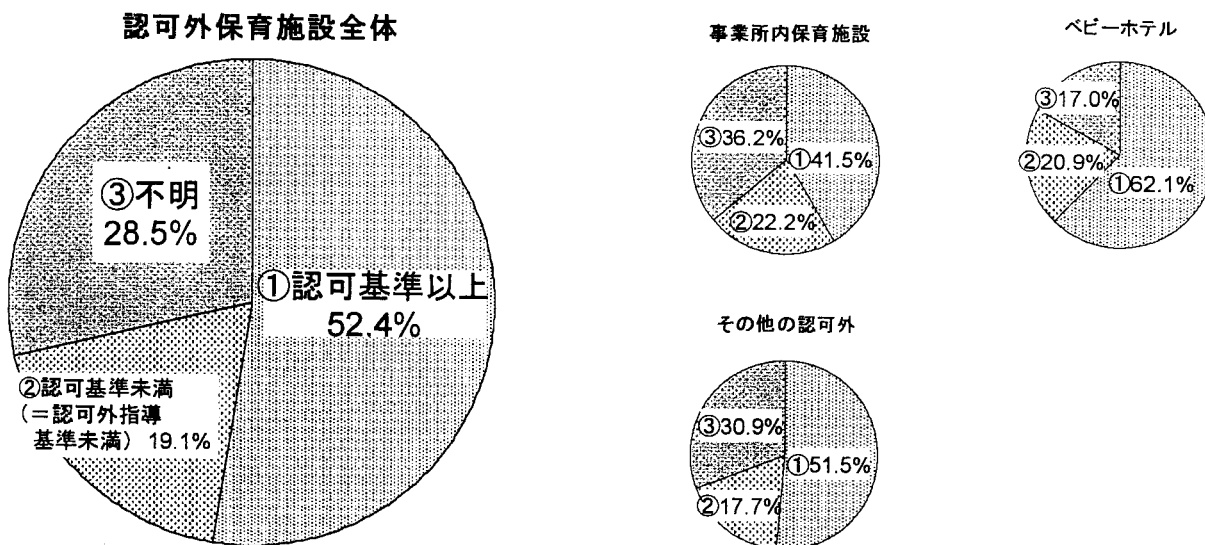
※ なお、最低基準上は、0歳児又は1歳児を入所させる場合は、乳児室(1.65㎡)又はほふく室(3.3㎡)を設けることとしており、実際上は、個々の乳幼児のほふくを始める段階に応じて面積基準を適用することとなるが、計算の便宜上、0歳児は乳児室、1歳児はほふく室として計算。

(資料)平成18年地域児童福祉事業等調査報告を特別に集計したもの

58

認可外保育施設の水準（面積(乳児室)）

○ 認可外保育施設の乳児室の面積を見ると、認可基準以上相当(推計)の施設が5割以上となっている。



【推計の前提】

「①認可基準以上」・・・0歳児数×1.65㎡以上の施設

「②認可基準未満」・・・①未満の事業所

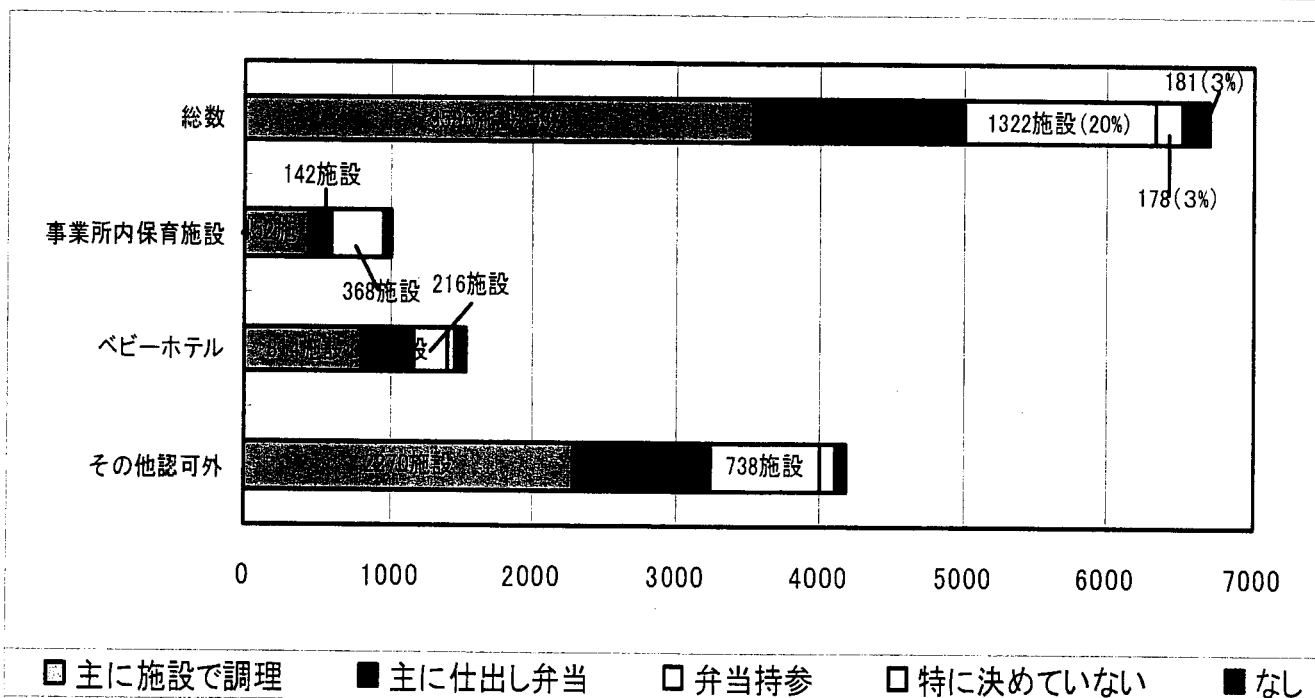
「③不明」・・・保育室面積の回答がなかった施設

※ なお、最低基準上は、0歳児又は1歳児を入所させる場合は、乳児室(1.65㎡)又はほふく室(3.3㎡)を設けることとしており、実際上は、個々の乳幼児のほふくを始める段階に応じて面積基準を適用することとなるが、計算の便宜上、0歳児は乳児室、1歳児はほふく室として計算。

(資料)平成18年地域児童福祉事業等調査報告を特別に集計したもの

認可外保育施設の水準（調理室）

○ 認可外保育施設の給食(昼食)の状況を見ると、半数は自園調理を行っているが、2割は外部搬入、2割は弁当持参となっており、認可外保育施設の半数は調理室を有していない可能性が高い。



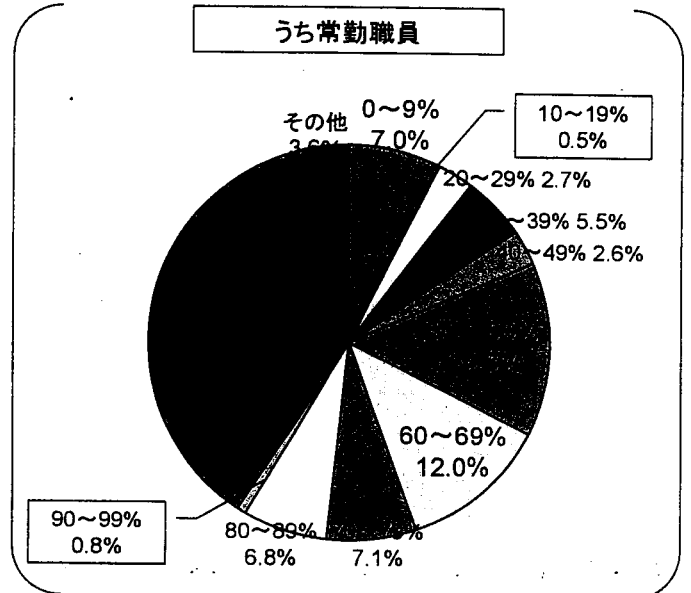
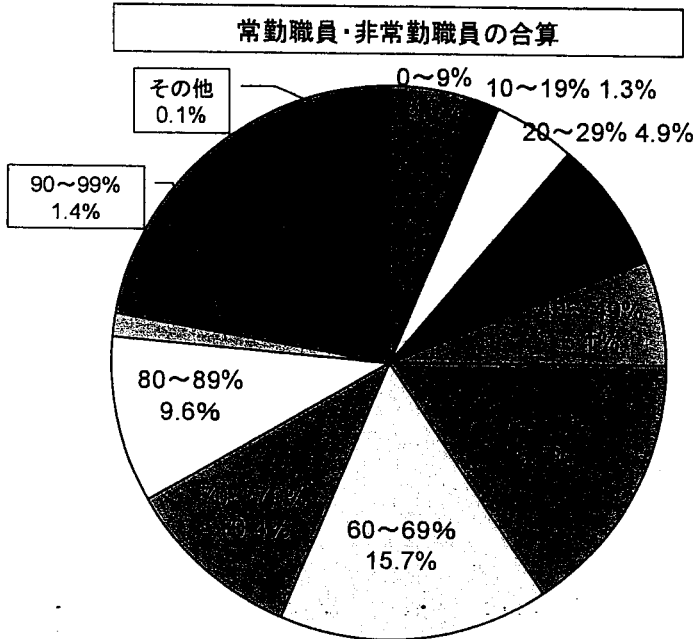
(資料)厚生労働省「地域児童福祉事業等調査報告」(平成18年)

認可外保育施設の水準(保育士比率)① (全体)

- 認可外保育施設全体の保育従事者に占める保育士比率の割合は、平均的には約6割にとどまっている。
- 施設別に見ると、保育士比率100%(全員保育士)という施設も多い一方、50%を下回る施設も1/4見られ、認可外保育施設間の差が大きい。

保育従事者に占める保育士比率別に見た認可外保育施設割合

認可外保育施設全体 (6,694カ所)

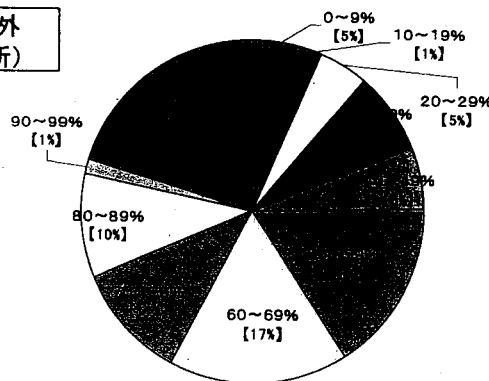


(資料)平成18年地域児童福祉事業等調査報告を特別に集計したもの

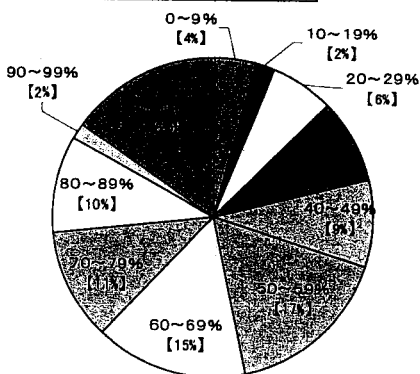
認可外保育施設の水準(保育士比率)② (施設種類別)

- 施設種類別に見ると、事業所内保育施設は保育士100%である割合が高い。

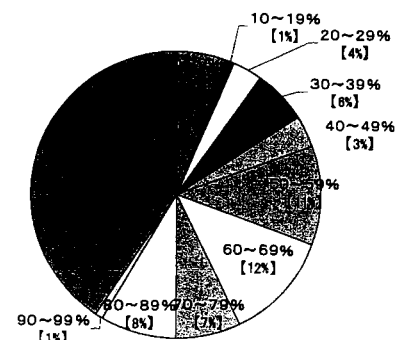
その他認可外
(4,162カ所)



ベビーホテル
(1,525カ所)



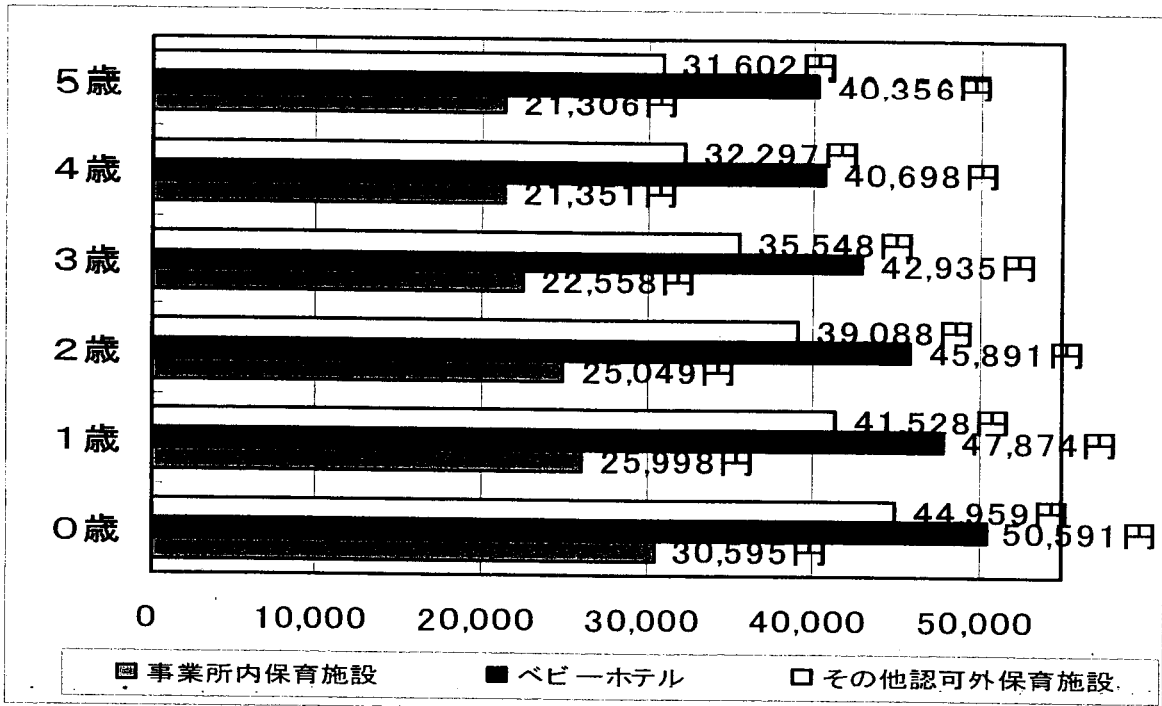
事業者内保育施設
(1,007カ所)



(資料)平成18年地域児童福祉事業等調査報告を特別に集計したもの

認可外保育施設の利用料

○ 認可外保育施設の利用料をみると、企業からの補助等のある事業所内保育施設に比べ、他の種類の施設の利用料が高い傾向にあるが、平均的におおむね約3～5万程度の水準となっている。



(資料)厚生労働省「地域児童福祉事業等調査報告」(平成18年) 63

(参考) 認可保育所の利用料

保育サービスに係る年齢別保育単価と費用徴収基準額

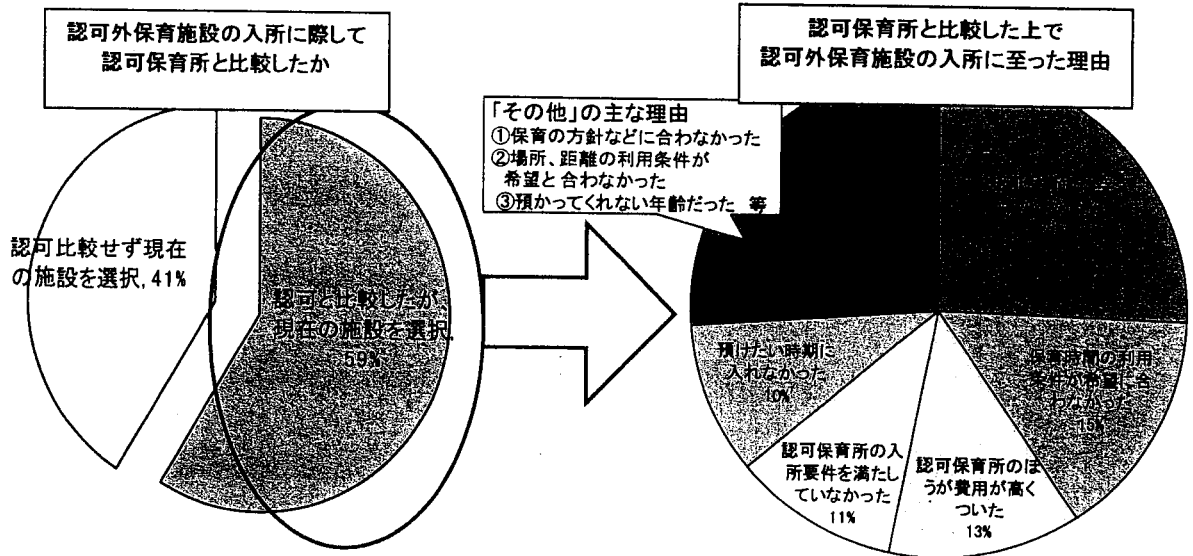
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳～6歳
		15.1万円	8.9万円		4.3万円	3.7万円
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留法人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円		0円		
第2階層	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯		9,000円	6,000円	
第3階層		市町村民税課税世帯		19,500円	16,500円	
第4階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	40,000円未満		30,000円	27,000円	
第5階層		40,000円以上 103,000円未満		44,500円	41,500円	
第6階層		103,000円以上 413,000円未満		61,000円	58,000円	
第7階層		413,000円以上		80,000円	77,000円	

※ 保育単価は平成20年度の定員90人、その他地域区分。

※ 上記の費用徴収基準額より、各地域区分ごとの保育単価が下回る場合は、その保育単価を限度とする。

認可外保育施設の利用者の選択の現状①（認可保育所と比較した者）

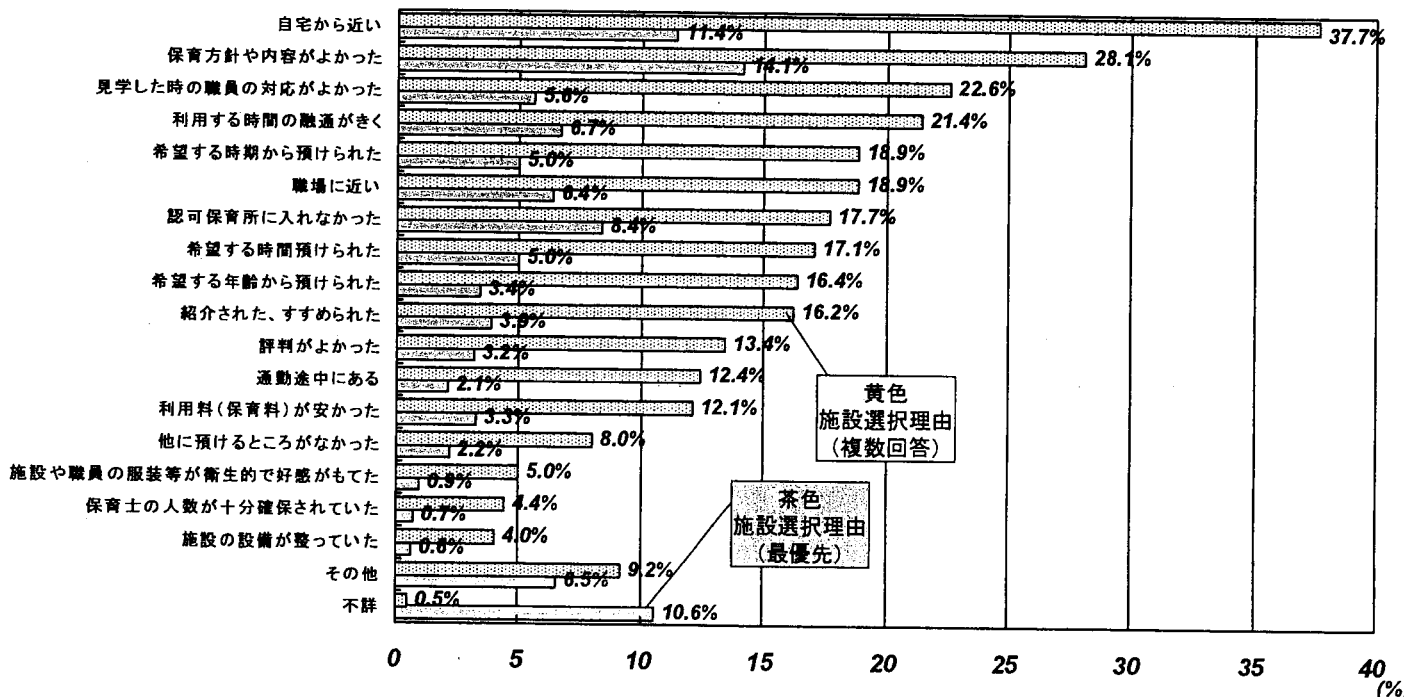
- 認可外保育施設の利用者の約6割は、認可保育所と比較した上で、認可外保育施設の利用に至っている。
- 「認可保育所に空きがなかった」「預けたい時期に入れなかった」などの認可保育所の供給量不足に起因するものが4割を占める。



(出典) 厚生労働省「地域児童福祉事業等調査報告(平成16年) 65

認可外保育施設の利用者の選択の現状 ②（全体）

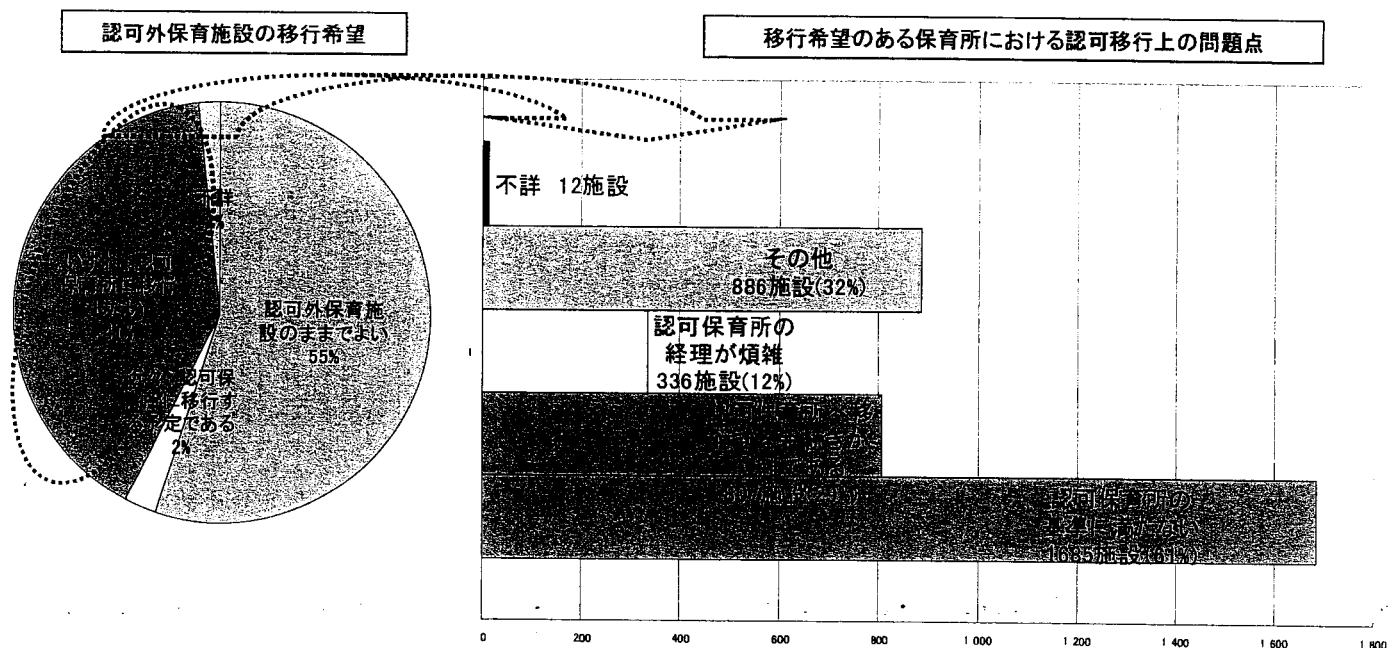
- 認可外保育施設の利用者全体(※認可保育所と比較したかどうかを問わず、認可外保育施設を積極的に選択した者を含む)の選択理由を見ると、「自宅から近い」が多く、地理的要素が保育所選択において重視されている。また、「保育方針や内容」で認可外保育施設を選択しているケースも多い。



(出典) 厚生労働省「地域児童福祉事業等調査報告(平成16年)

認可外保育施設の認可保育所への移行希望・移行上の問題点①

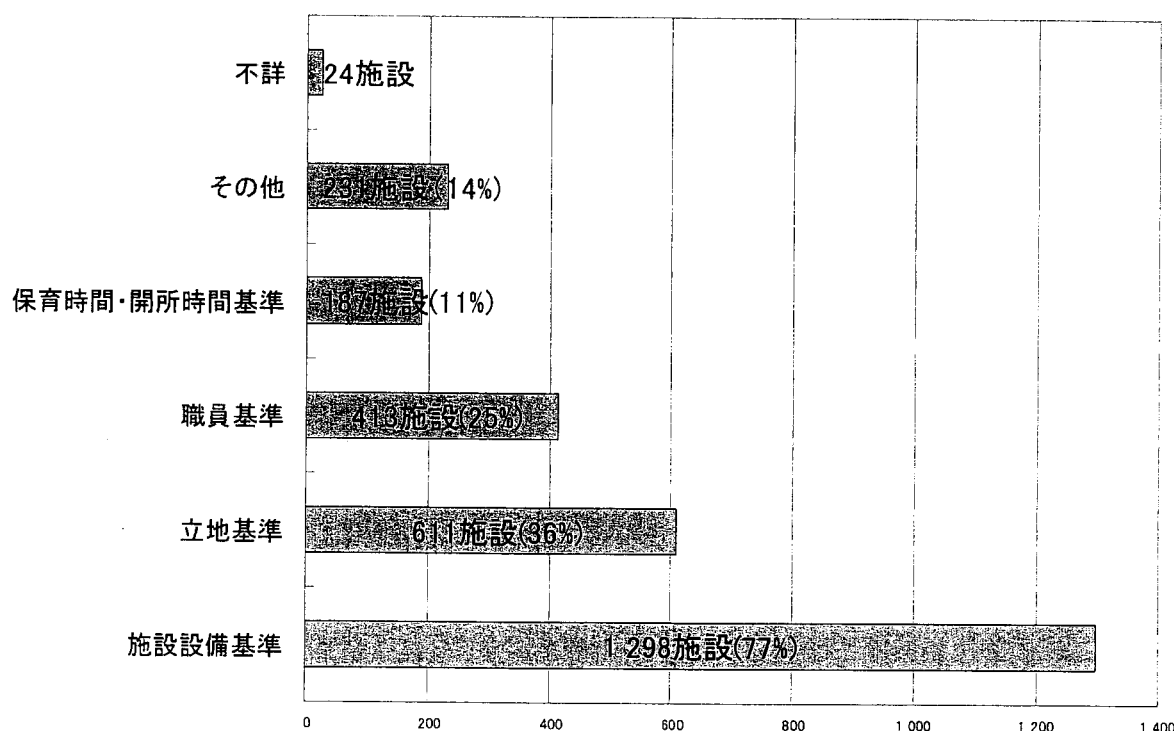
- 認可外保育施設の約4割は、認可保育所への移行希望を有している。
- 認可保育所への移行希望のある施設にとっての問題点は、「基準に満たない」ケースが約6割を占めるほか、手続や経理の煩雑さを挙げる施設も多く見られる。



(資料)厚生労働省「地域児童福祉事業等調査報告」(平成18年) 67

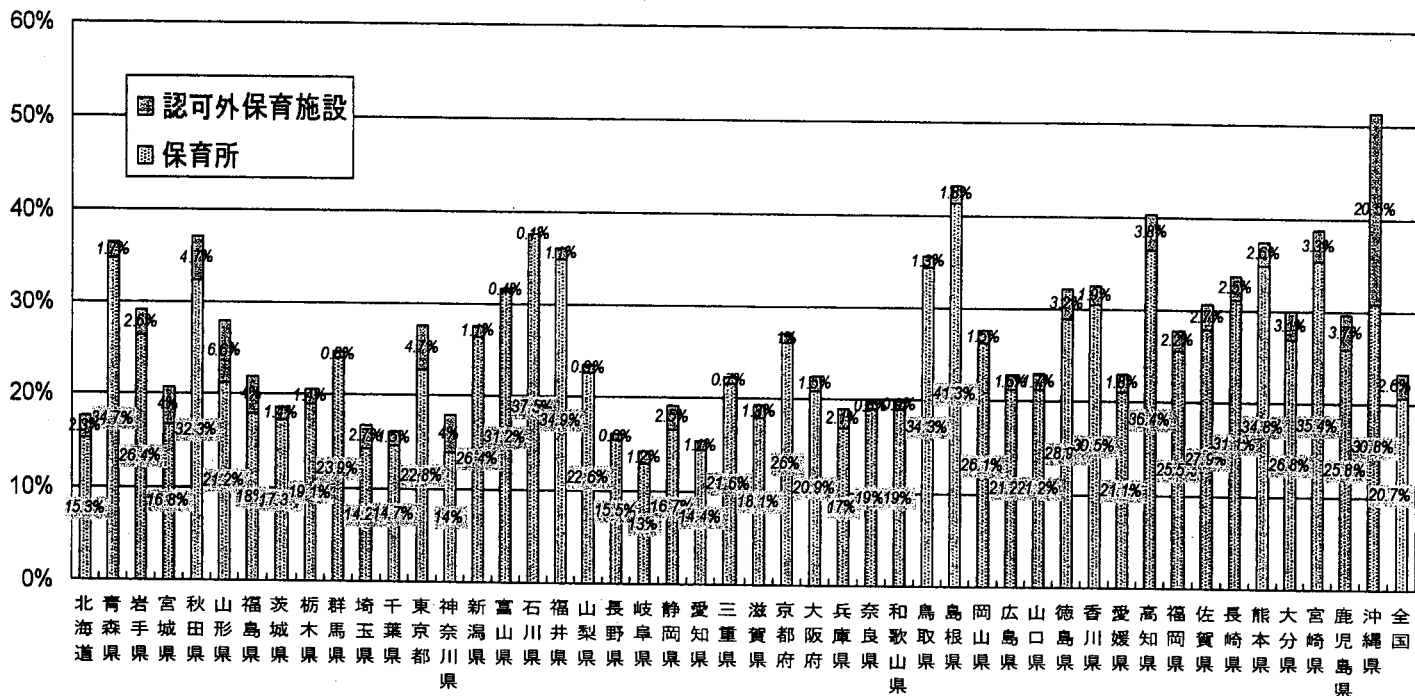
認可外保育施設の認可保育所への移行上の問題点②

- 認可保育所への移行を希望する施設であって認可基準を満たせない施設のうち、約8割が施設設備基準を挙げている。



(資料)厚生労働省「地域児童福祉事業等調査報告」(平成18年) 68

3歳未満児における保育所・認可外保育施設利用率【都道府県別】



※【保育サービス利用率】＝【保育所利用児童数（3歳未満児）】÷【3歳未満人口】
 ※【認可外保育施設利用率】＝【認可外保育施設利用児童数（3歳未満児）】÷【3歳未満人口】
 ※「保育所利用児童（3歳未満児）」：福祉行政報告例【厚生労働省（平成20年4月1日現在）】
 ※「認可外保育施設利用児童数（3歳未満児）」：厚生労働省保育課調べ（平成19年3月31日現在）
 「3歳未満人口」：平成17年国勢調査【総務省統計局（平成17年10月1日現在）】

過疎地域の現状①

（過疎地域の現状）

○ 過疎地域は、人口では全国の約8%であるが、過疎地域を含む市町村数では全国の4割を占める。

図表2 過疎地域が全国に占める割合

市町村数 (全国1,789市町村)	過疎 732市町村 (40.9%)	非過疎 1,057市町村 (69.1%)
人口 (全国12,777万人)	1,074万人 (8.4%)	11,703万人 (91.6%)
面積 (全国377,915km ²)	204,529km ² (54.1%)	173,386km ² (45.9%)

(備考) 1 市町村数は平成20年4月1日現在。過疎地域の市町村数は過疎関係市町村数による。
 人口及び面積は平成17年国勢調査による。
 2 東京都特別区は1団体とみなす。

《過疎地域の要件》

○ 「過疎地域」とは、以下の「人口要件」と「財政力要件」に該当する地域。

(1) 人口要件：以下のいずれかに該当すること

- 1) 昭和35年～平成7年の人口減少率が30%以上
- 2) 昭和35年～平成7年の人口減少率が25%以上、高齢者比率（65歳以上）24%以上
- 3) 昭和35年～平成7年の人口減少率が25%以上、若年者比率（15歳以上30歳未満）15%以下
- 4) 昭和45年～平成7年の人口減少率が19%以上

*ただし、1)2)3)の場合、昭和45年～平成7年の25年間で10%以上人口増加している団体は除く。

(2) 財政力要件：平成8年度～平成10年度の3ヶ年平均の財政力指数が0.42以下、かつ公営競技収益が13億円以下であること（施行令第1条）。

【追加公示】 平成12年の国勢調査の確定人口に基づき、追加公示を行う（法第32条）。

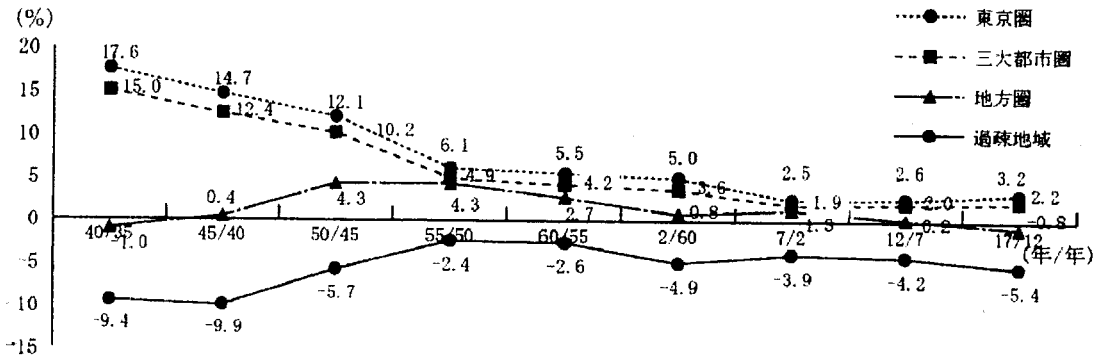
- (1) 人口要件：上記要件中、各対象年次を5年ずつずらして適用。
- (2) 財政力要件：上記要件を、平成10年度～平成12年度の3ヶ年平均の財政力指数として適用。

過疎地域の現状②(人口の動向)

(過疎地域の人口の動向)

○ 過疎地域の人口減少率は、昭和35～45年には10%程度と著しく人口が減少していたが、その後人口減少率は低下し、平成12～17年の減少率は5.4%となっているものの、平成7年以降の減少率は緩やかに拡大。

図表4 過疎地域、三大都市圏、地方圏等の人口増減率の推移



(備考) 1 国勢調査による。

2 過疎地域は、平成20年4月1日現在。

3 三大都市圏とは、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）の区域、大阪圏（京都府、大阪府及び兵庫県）の区域、名古屋圏（岐阜県、愛知県及び三重県）の区域をいい、地方圏とは三大都市圏以外の区域をいう。

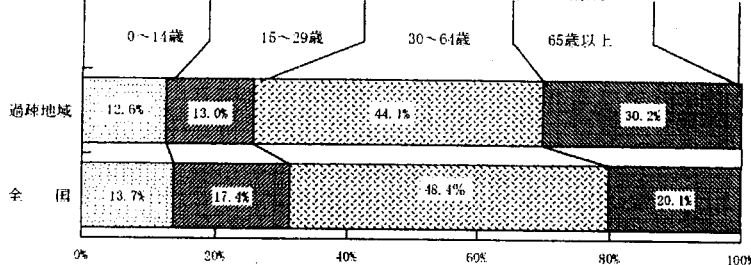
【出典：総務省『「過疎対策の現況」について』（平成20年9月）₁】

過疎地域の現状③(人口構成)

(過疎地域の人口構成)

- 過疎地域における年少人口(0～14歳)の割合は、全国と大きな差は見られない。
- 年少人口(0～14歳)の推移は、全国に比べ緩やかではあるが、一貫して減少傾向にある。

図表6 過疎地域及び全国の年齢階層別人口構成

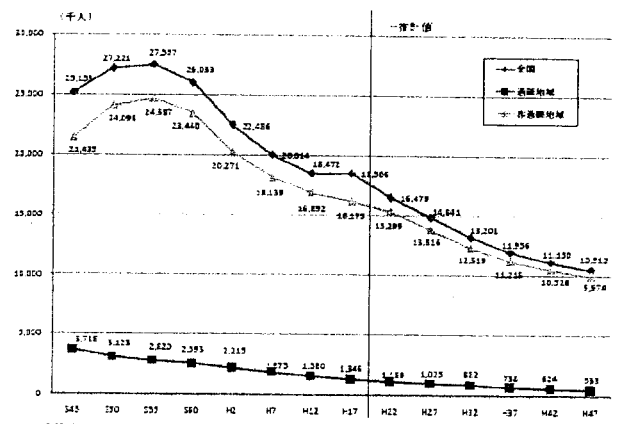


<参考>

圏域	年少人口(0～14歳) (単位:千人)	全国の年少人口に占める 各圏域の割合
全国	17,521	
三大都市圏	8,407	48.0%
地方圏	9,114	52.0%
(うち過疎地域)	(1,346)	(7.7%)

H17国勢調査より

【図表17 0～14歳人口の推移について】



① 過疎地域は平成19年(4月1日)時点。
 ② 平成19年までの人口は国勢調査による。
 ③ 全国の推計値は「日本の国勢推計人口(平成18年)国勢推計」の中間推計による。
 ④ 国勢調査推計・人口推計調査による。
 ⑤ 非過疎地域の推計値は、全国の推計値から過疎地域の推計値(総務省過疎対策推進課)を引いた値による。

【出典：総務省『「過疎対策の現況」について』（平成20年9月）】

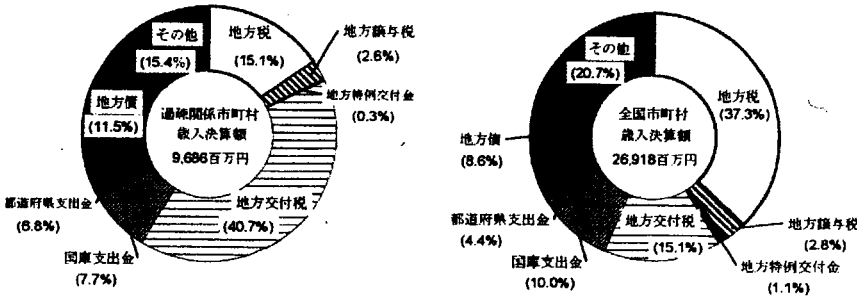
【出典：総務省「時代に対応した新たな過疎対策に向けて(これまでの議論の中間的整理)(平成20年4月)」₂】

過疎地域の現状④(財政状況)

(財政構造と財政力指数)

- 過疎関係市町村の1市町村当たりの歳入に占める地方税収割合は約15%(全国約37%)に過ぎない。
- 市町村に財政力を示す指標である財政力指数をみると、過疎関係市町村の平均は0.25(全国平均0.53)。

図表8 平成18年度 市町村歳入決算の状況



(備考) 1 総務省「平成18年度地方財政状況調査」による。
 2 過疎地域は、平成20年4月1日現在。
 3 一部過疎地域のうち、データを取得できない278区域について過疎関係市町村から除いている。

- (備考)
- 1 総務省「地方財政状況調査」及び「地方交付税等関係計数資料」による。
 - 2 過疎地域は、平成20年4月1日現在。
 - 3 財政力指数は、平成16年度から平成18年度までの各年度ごとに地方交付税の算定に用いた基準財政収入額を基準財政需要額で除して求めた数値(小数点第3位を四捨五入)を平均したものである。なお、一部過疎地域については、合併前の旧市町村の数値(合併算定替)に基づく。
 - 4 ()は団体数合計に対する構成比である。
 - 5 平均値は単純平均であり、全国平均値においては一部過疎地域を有する市町村も一本算定を用いている。
 - 6 分村合併した山梨県旧上九一色村については、1団体として算出する。

図表9 財政力指数段階別過疎関係市町村数

(単位: 団体、%)

区分	平成18年度	
	市町村数	(%)
過疎地	0.1未満	9 (1.2)
	0.1以上0.2未満	233 (31.9)
	0.2以上0.3未満	291 (39.8)
	0.3以上0.42以下	165 (22.6)
	0.42超	33 (4.5)
計	731	(100.0)
平均値 A	0.25	
全国平均値 B	0.53	
B-A	0.28	

【出典: 総務省『過疎対策の現況』について』(平成20年9月)3

人口減少地域に関連する保育制度の概要① (小規模保育所(認可保育所))

○ 認可保育所の定員は、原則60人以上とされているが、定員60人以上とすることが困難であり、20人以上の保育需要が継続することが見込まれ、他に適切な方法がない場合、以下の要件を満たせば、小規模保育所を設置することが可能。認可保育所として地域・定員規模等に応じた保育所運営費を支弁。

- (1) 設備・運営について児童福祉施設最低基準に適合
- (2) 次のいずれかに該当
 - ① 要保育児童が多い地域に所在し、入所児童の概ね4割以上が3歳未満児
 - ② 過疎地域をその区域とする市町村内に所在
 - ③ 入所児童の概ね8割以上が3歳未満児、1割以上が乳児
- (3) 定員20人以上
- (4) 施設長は保育士を配置するよう努め、保育士その他の職員については最低基準等に定める所定数を配置

保育所の定員規模、設置、運営主体別施設数

定員規模別	経営主体	公 営		私 営		計	
		実数 (か所)	構成比 (%)	実数 (か所)	構成比 (%)	実数 (か所)	構成比 (%)
~30	人	(613)	(5.2)	(631)	(5.8)	(1,244)	(5.5)
		569	4.9	642	5.7	1,211	5.3
31~45		(1,215)	(10.3)	(842)	(7.7)	(2,057)	(9.1)
		1,190	10.3	874	7.8	2,064	9.1
46~60		(2,155)	(18.3)	(2,635)	(24.2)	(4,790)	(21.2)
		2,073	18.0	2,676	23.9	4,749	20.9
61~		(7,769)	(66.1)	(6,764)	(62.3)	(14,533)	(64.2)
		7,678	66.6	7,018	62.6	14,696	64.6
計		(11,752)	(100.0)	(10,872)	(100.0)	(22,624)	(100.0)
		11,510	100.0	11,210	100.0	22,720	100.0
		(50.7)		(49.3)	(100.0)		

資料 : 社会福祉施設調査報告(平成18年10月1日現在)
 上段括弧は、前年10月1日現在

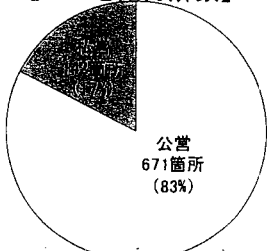
人口減少地域に関連する保育制度の概要② (へき地保育所(認可外保育施設))

○ へき地保育所(認可保育所の設置が著しく困難な地域に設置される保育施設であって、市町村長が以下の基準に適合するものと認め、指定した認可外保育施設)に対して、次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)において補助(※20ポイント)。

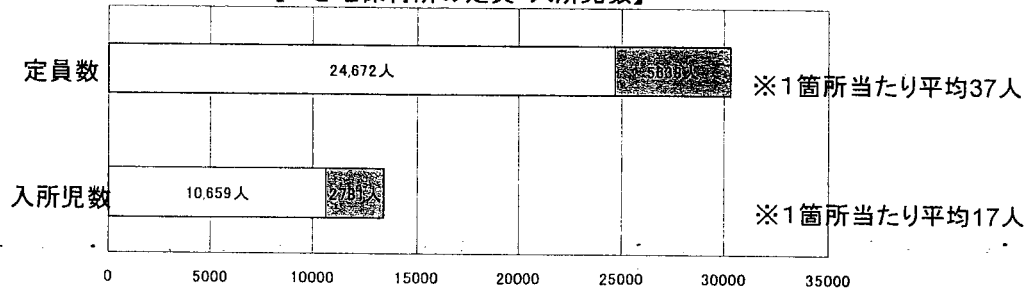
- (1) 設置場所が、以下の①～④にあること
- ① へき地教育振興法の規定によるへき地手当の支給の指定を受けているへき地学校の通学区域内、
 - ② 一般職の職員の給与に関する法律の規定による特勤手当の支給の指定を受けている公官署の4キロメートル以内、
 - ③ ①・②を受けることとなる地域内
 - ④ ①～③に準ずるものとして市町村長が認める地域内
- (2) 設備・運営が以下の基準に合致すること
- ① 平均入所児童数が10人以上(※10人を下回る場合2年間は経過的に対象)であること
 - ② 既存建物(学校等)の一部に設置する場合、設備をへき地保育所のために常時使用できること
 - ③ 保育室・便所・屋外遊戯場(付近にある代わるべき場合含む)その他必要な設備を設けること
 - ④ 必要な用具(医療器具、医薬品、机、椅子等)を備えること
 - ⑤ 保育士を2人以上配置すること(※やむを得ない事情があるときは、うち1人は保育士以外のもので代えることができる)
 - ⑥ 保育時間等については、地方の実情に応じて定めること

○ 入所決定は、市町村長が、保育を要する児童のほか、特に必要があるときはその他の児童につき実施。

【へき地保育所数】



【へき地保育所の定員・入所児数】

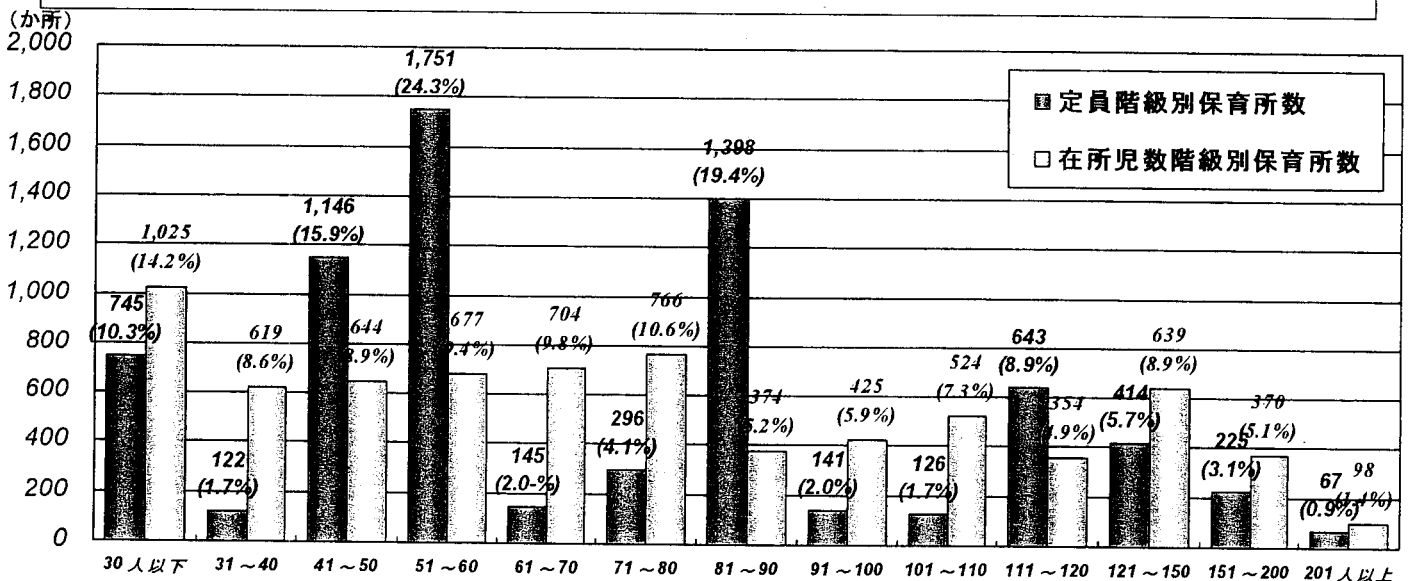


※なお、次世代育成支援対策交付金の平成18年度交付決定数は6,766箇所

【出典：平成18年社会福祉施設等調査】 75

過疎地域を含む市町村における認可保育所の現状 (定員・在所児数規模別の分布)

○ 過疎地域を含む市町村にある認可保育所の規模をみると、定員規模では51～60人の規模が多いが、在所児数規模では、30人以下が多い。



(出典)厚生労働省「平成18年 社会福祉施設等調査」における認可保育所の定員階級・在所児数階級ごとの保育所数につき、過疎地域を含む市町村(平成20年11月時点:731市町村)に係る数を特別集計したもの。
※なお、「過疎地域を含む市町村」には、過疎地域以外の地域を含む市町村が約3割ある。

(参考)
全国の定員規模別分布

定員60人以下：35.3%	定員61～90人以下：27.6%	定員91～120人以下：22%	定員120人超：15%
---------------	------------------	-----------------	-------------